

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程の他、社内規程に則り作成、保存、管理する。

(2) 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理体制を体系的に定めるリスク・コンプライアンス規程を制定する。

(2) 危機管理委員会の委員長は、クライシスマネジメント及びリスクの予防に努める他、リスク・コンプライアンス規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する（大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等）。

(3) 危機管理委員会及び懲罰委員会の運営を司る部門として、それぞれの委員会事務局（危機管理委員会事務局は経営管理本部・人財本部・総務本部・ブランド・コミュニケーション本部及び内部監査室、懲罰委員会事務局は総務本部法務部）を設置する。

(4) リスク・コンプライアンス規程に基づき各部門にリスク・コンプライアンス担当責任者（子会社においては子会社リスク・コンプライアンス担当責任者）を配置し、各部門において継続的にリスクを監視する。

(5) 内部監査室は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。

(6) 会社に発生した、又は発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が直接所管部門（総務本部法務部）又は社外窓口に連絡できる内部通報窓口を設ける。

3. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役・使用人（以下、取締役を含む役職員とする）は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。

(2) 取締役会は、取締役会規程に従い、取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。

(3) 代表取締役は、法令又は取締役会から委任された会社の業務執行を行うと共に、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。

(4) 取締役を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としてのリスク・コンプライアンス規程を制定する。また、リスク・コンプライアンス規程に違反する

行為を未然に防ぐため、社内窓口（総務本部法務部）及び社外窓口（外部法律事務所）による内部通報制度を整備する。

(5) 取締役を含む役職員に対して、教育、研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

(6) 取締役を含む役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事や事故についても、速やかに周知する他、必要な教育を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(2) 取締役会は、中期経営計画、年度計画及び部門別、店舗別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役及び執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。

(3) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月2回以上開催する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社等が当社の法令等遵守体制をベースに各社固有の事情を踏まえた実効性ある法令等遵守体制を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については報告を求めらる。

(2) 内部監査室は、子会社等の重要な業務運営についての監査を実施し、その結果を取締役会及び経営会議に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役よりその職務に係る指揮命令を受けた使用人は、取締役及び所属長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。

8. 当社グループの取締役を含む役職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をし

た者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役を含む役職員は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。

(2) 当社グループの取締役を含む役職員は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。

(3) 取締役を含む役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。

(4) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち監査上の重要課題について意見交換を行う。

(2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(3) 内部監査室は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない。反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合の対応は、総務本部法務部とし、対応責任者は総務本部長とする体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をする。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めると共に、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図る。